

会議録 (1)

会議の名称	第5回 飯能市エコツアーリズム推進協議会
開催日時	平成20年5月30日(金) 開会 午後2時 閉会 午後4時
開催場所	飯能市役所 別館 会議室3
議長氏名	犬井 正
出席委員	中川 淳 井上七恵 市川章弘 島田雅子 小見寺公一 栗原慶子 石田安良 浅野正敏 虎澤英雄 浅見徳男 岡部素明 梶田通子
欠席委員	福永 昭 小林 毅 及川湊夫 滝沢修一 中村綱秀 山田直行 大野清治 井上淳治 小谷野武司 桑原隆男
説明者の職氏名	エコツアーリズム推進室 室長 安藤泰雄 主査 大野裕司 技師 春原秀樹 (財)日本生態系協会 地域計画室長 城戸基秀
傍聴者の数	1名
会議次第	開会 会長あいさつ 議事 (1) 春Ⅱ・夏のエコツアーについて (2) エコツアーリズム推進法について (3) 平成20年度事業概要について (4) オープンカレッジについて (5) その他 閉会
配付資料	資料1 平成20年 春Ⅱ・夏のエコツアー企画・協議シート、チラシ 資料2 エコツアーリズム推進法について 資料3 平成20年度事業概要について 資料4 オープンカレッジについて 資料5 平成19年度エコツアーリズム推進事業業務報告書
事務局職員職氏名	環境部 部長 横田晴雄 エコツアーリズム推進室 室長 安藤泰雄 主査 大野裕司 技師 春原秀樹 (財)日本生態系協会 地域計画室長 城戸基秀 研究員 加藤雄也 研究員 西川史晃 研究員 望月太樹

会議録 (2)

議事の概要 (経過)・決定事項
平成 20 年 春Ⅱ・夏のエコツアー企画・協議シート、チラシについて報告がされた。
エコツーリズム推進法に則し、全体構想の認定を目指して、法定協議会へ移行することが承認された。
平成 20 年度の事業概要が承認された。
平成 20 年度のオープンカレッジはツアーガイドの養成を目的に行うことが承認された。
平成 19 年度の事業が報告された。

会議録 (3)

発言者	発言内容
推進室長	本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。4月に人事異動があり、前清水部長から横田部長へ代わりましたので挨拶させていただきます。
環境部長	4月に環境部長になりました横田です。どうぞよろしくをお願いします。
推進室長	本日は市の契約検査課の職員が傍聴します。それでは推進協議会を始めたいと思います。始めに犬井会長からご挨拶をいただきたいと思います。
会長	足下の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。今回は春、夏のエコツアー、オープンカレッジについてご審議いただきます。特に議事(2)のエコツーリズム推進法についてですが、これにどう対応していくかお話しできればと思います。よろしくをお願いします。
推進室長	では犬井会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。
議長	では、議事に従いまして春Ⅱ・夏のエコツアーについてお願いします。
推進室技師	(資料1の説明)
議長	春Ⅱのエコツアーまでですね。ここまでで何かご質問、ご意見ありますか。
委員	5月31日の「明治～昭和の古民家探訪」企画協議シートですが、新しく訂正したものを提出しましたが、この資料は訂正前のものようです。また、子どもの参加者を想定していなかったのですが、小学5年生で5,000円払っても参加したいという方がいらっしゃいました。お母さんがどうしてもということで受け入れました。
議長	変更を出したのが遅かったということですね。
推進室主査	訂正データをこちらが上書きで直したのですが、全ては反映できていませんでした。申し訳ありません。
議長	ツアー内容の事前協議については、訂正されたものを確認して頂いたのですか。
推進室主査	はい。
議長	では、そこは誤記で書き換えがあるということによろしいですか。他にはありますか。
委員	パンフレットの「やませみの食ツーリズム」で農山村婦人アドバイザーとありますが、今はその言葉は使わず農村女性アドバイザーです。
議長	ぜひ正式名称でお願いします。今回は訂正が間に合わないので参加者の方には口頭で訂正いただければと思います。他にありますか。

会議録 (3)

発言者	発言内容
委員	企画協議シート 7 ページに路地裏を歩くとあります。飯能の路地裏は面白いところありますか。
推進室技師	あります。少し裏にはいると、こんなところがあったのかと。
委員	大変おもしろそうでよいと思います。
議長	私から 1 点。企画協議シート 11 ページにノビルの摘み取りとありますが、新聞でノビルとタマスダレを間違え、食中毒を起こしたとありました。十分気をつけてください。
推進室主査	そういった話がありましたので、今回野草の摘み取りはやめました。
議長	他になければこの件について了承を得たということによろしいですか。
委員	(はい。)
議長	では、続きをお願いします。
推進室技師	(資料 1 の説明)
推進室主査	補足させていただきます。今紹介させていただいたのはパンフレット、市の広報等の一般の方向けのツアーです。それ以外に白子五人衆さんが春のツアー参加者を対象とした、野菜の収穫ツアーを 7 月 5 日、12 日に開催します。また 7 月 22 日はコープのツアーでカヌー工房さんの押し葉のカードを行います。今後企画するツアーについてはこれから事前協議委員の方に協議をお願いしたいと思っています。
議長	現在、夏の予定は 2 ツアーですね。去年はいくつでしたか。
推進室技師	5 つです。
議長	今年も 5 つできますか。
推進室技師	来週、前回の実施者の方とお話してお願いする予定です。
推進室長	去年、北川地区でお祭りを見るツアーがありました。今年はお祭りの日程がまだ決まらないということで、決まり次第ツアーを実施したいと申し入れをいただいています。
議長	既存のものでまだ出ていないツアーがあれば、実施していただくよう声をかけてください。できるだけ多くのプログラムを実施できるようにお願いします。では夏のツアーについてはこれでよろしいですか。 私から 1 点、6 月 1 日「田園風景を見ながら畑仕事」の料金は、秋の収穫を含め 2,500 円なのか、今回の植え付けだけで 2,500 円なのか分かりづらいのですが。
推進室主査	収穫は別料金です。

会議録 (3)

発言者	発言内容
推進室長	現在、お申し込みいただいた際、別料金ということをお伝えするようにしています。
議長	では議事(2)エコツーリズム推進法についてお願いします。
推進室主査	<p>資料2をご覧ください。1ページはエコツーリズム推進法の概要です。この法律の目的は、地域で取り組むエコツーリズムに関する、総合的な枠組みを定めることとお考えください。エコツーリズムを通じて自然環境の保全、それを後世へ伝えていくこと、健やかで文化的な生活をしていくことを目的としていると法律の中では言っていますが、枠組みを定めたものをご理解いただければよろしいかと思えます。</p> <p>図の「法の枠組み」をご覧ください。この法の基本理念は4点あります。1点目の「自然環境への配慮」は、大人数でツアーをして踏み荒らすということがないように、少人数をガイドが案内し、自然の良さを知っていただくということです。2点目の「観光振興への寄与」はエコツーリズムを地域の観光の活性化に結びつけようということです。3点目の「地域振興への寄与」は地域への誇りや、生きがいの創出に結びつけていこうということです。4点目の「環境教育への活用」は自然の大切さを学ぶ手法としてエコツーリズムを活用しようということです。</p> <p>現在、国がこの法律に基づく基本方針を作成中で6月頃、閣議決定される予定です。今日はこの説明は割愛させていただきます。</p> <p>この法律に基づいて何をしていくかということですが、図に「地域ぐるみの推進体制の構築」とあります。この法律の第5条に定められているもので、「市町村は、事業者、NPO等、専門家、土地所有者、関係行政機関等による協議会を組織できる」とあります。これはまさに飯能市エコツーリズム推進協議会のことです。また「協議会はエコツーリズム推進協議会全体構想を作成し、エコツーリズムを推進」とあります。この「全体構想」という言葉は、これから出てくることが多いと思えます。今までも基本方針等作ってきましたが、飯能市をどのようにしていくかという構想案を協議会で策定するということです。市町村、事業者ではなく関係する皆さんで推進協議会を作って、地域で全体構想を作ってやっていくということです。全体構想を作りますと、市長が大臣に申請し、認定してもらいます。認定されますと特定自然観光資源を指定でき、立入等の制限ができるようになります。例えばカタクリの群生地への立入</p>

会議録 (3)

発言者	発言内容
推進室主査	<p>を制限できるようになります。なおかつ、それを守ろうという時は市が条例等で罰則を作ることになります。これは環境省に問い合わせたところ特定自然観光資源は面ではなく点ということでした。エリアではなく、例えば「ブナの巨木」や「タブの木」ということです。</p> <p>2 ページを開いてください。今説明したもののフロー図です。①「推進協議会を設立」とあります。飯能市エコツーリズム推進協議会は、市が独自にやっているものですが、法に基づいた法定協議会を設立したいと思います。協議会がやることに②「全体構想の作成」があります。全体構想では⑤の主にルール、ガイドンス、モニタリングの3つを作ります。これを申請し認定してもらいます。国は技術的助言、活動状況の公表、広報活動をしてくれるということです。</p> <p>全体構想が認定されることのメリットを下に記載してあります。1 点目は地域資源の保護です。「特定自然観光資源」に指定することで、汚損や損傷、除去、観光旅行者が著しく迷惑をかける行為の禁止などの保護措置を講ずることができます。2 点目は立入の制限です。「特定自然観光資源」が所在する区域への立入人数の制限ができます。3 点目はブランド力が高まります。国によって法の基本理念に基づく、他の地域のモデルとなる取り組みとして認められることになり、地域のブランド力が高まります。4 点目は広報手段の拡大です。国により、政府公報、インターネットなど各種媒体を通じて、旅行者やエコツアー事業者、旅行業界団体など各種主体に対して周知が図られます。ツアーの集客力の向上にも期待できると思います。これらが認定されることのメリットですが、一般的に言われていることとしてご理解いただきたいと思います。</p> <p>3 ページ以降は、これまでの4年間の成果と課題です。推進体制の成果は、推進体制の構築や地域の皆さまによるエコツアーが実施できたことが大きいと思います。駆け足ですみませんが4ページをご覧ください。課題は1点目に推進組織だと思っています。昨年度もご検討いただきましたが、各実施者の方を中心として、NPO法人を設立し、センター的機能を担うという方向性は決めていただきましたが、そういった組織を実際に作っていくことが課題かと思っています。2点目に環境保全への取り組みの充実です。飯能は里地里山型ということで、生活文化型のツアーが多くあります。ツアーが体験旅行のようになってしまう危険性もあるかと思っています。これから環境保全型のツアーの充実を図っていきたいと思っ</p>

会議録 (3)

発言者	発言内容
推進室主査	<p>ています。ツアー料金の一部を基金として積み立てて、環境保全に役立てようという方向性も決めていただきましたが、こうした環境保全への取り組みをさらに充実していくと、今までやってきたことがさらにステップアップしていけるかと思います。これらが成果と課題かと思いません。</p> <p>エコツーリズム推進法と基本方針の案を見ていきますと、飯能市エコツーリズムでは、示された内容をさらに充実させていかなければいけない箇所もあると思います (1)「推進の目的および方針」では、今までのものを整理していければと思っています。(2)「自然観光資源」では自然観光資源を整理したいと思っています。(3)「モニタリング」では、ツアーでモニタリングしていますが、そのツアーで使った場所が、どうだったかということが整理できていない状況です。そこを充実できればと思っています。(4)「環境教育」とエコツーリズム推進法で言われているので、その機能が発揮できるツアーを企画できればと思っています。</p> <p>5 ページの右の図ですが「飯能名栗エコツーリズム基本方針」にある4点はできていると思っています。1、「推進体制の構築」ということでオープンカレッジの受講生がツアーを実施するという流れはできていると思っています。たださらなる充実が必要です。2、「基本方針の共有とエコツアーに反映する仕組みの構築」ということで、基本方針をご理解いただき、事前協議シート、企画・協議シート、アンケート等をツアーに反映させていく仕組みが構築できていると思いますが、これもさらなる充実が必要かと思います。3、「住民や地域の団体によるエコツアーの実施」は、これまで28の個人、団体がいらっしゃいますので、できたと思います。4、「地域にもたらす効果」ということで世代間、新住民、都市住民との交流があり、地域には間接的な効果があったと思います。これらを進めてきましたが、エコツーリズム推進法が示す内容のうち、これまでで不足しているものを下に記載しました。「自然観光資源の整理」、「モニタリングの仕組み構築」、「環境教育の場としての活用」これらに取り組むことで、今までやってきたことから、さらにステップアップしていきたいと思っています。そのために全体構想を策定して、国の認定を受けたいと思っています。これまでの活動がだめということではなく、さらに充実させて、また不足していたところに取り組むことによって、</p>

会議録 (3)

発言者	発言内容
推進室主査	ブランド力を高め、ツアーにさらなる集客をできればと思っています。説明は以上です。
議長	今年4月からエコツーリズム推進法が施行され、その法の枠組みや、どういった効果があるか説明いただきました。認定されると広報手段拡大のメリットがありますが、国から資金などの物的援助はありますか。
推進室主査	現在、直接的な援助の予定はありません。モデル事業でやったように、国が支援機関を定めて、そこが私たちに支援してくれる予定です。
推進室長	環境省からの情報によると、全国で3地区指定し、支援していく意向があるということです。市といたしましても、ぜひこの法に基づいて進めていき、支援をいただきたいと話をしています。まだその返事はいただいていないですが、こちらの意向は伝えています。
議長	資金の援助なしに、面倒なことが増えるだけということもある。今の市からの話では法に基づく法定協議会に移行したいということですね。
推進室長	はい。法定協議会に移行させていただきたいと考えています。
議長	法定協議会になる、ならないに関わらず、我々がやってきたことはエコツーリズム推進法に重なる部分、あるいは先にやってきたことが多い。そうしたことから市としては法定協議会へ進んでいきたいということですがいかがでしょうか。
委員	(発言なし)
議長	では、法定協議会へ移行していくということに了解を得たということで進めていきたいと思います。よろしいですか。
委員	(はい。)
議長	では、1時間経ちましたので休憩にします。
休憩	
議長	再開します。では、平成20年度の事業概要についてお願いします。
推進室主査	(資料3の説明)
議長	平成20年度事業概要の要点として6つ挙げられました。これらは有機的な関連を持ちながら、連動して進めていくということです。いかがでしょうか。
委員	資料3の3ページ(2)③に全国雑木林会議とありますが、この話はまた別の方が良いですか。

会議録 (3)

発言者	発言内容
推進室長	雑木林会議につきましては議事の「その他」のところでお願います。
議長	他にありますか。
委員	より多くの参加者を得るというところで提案ですが、ポイントカードのような物を作ったらどうでしょうか。全てのツアー共通で参加したらチェックを付けていく。10回参加したらなにか景品がもらえるとか。そのポイントカードは2、300円で買っていただく。そういうのはどうかと思いました。
議長	より多くの参加者を得るということですが、気を付けなければいけないのは、いわゆるマスツーリズムにするのではなく、エコツーリズムを理解している参加者を増やすということです。西表島等、エコツーリズムの先進的な地域が観光客によって荒らされているなど様々な問題が報告されているので、ツアーの質、環境保全、エコツーリズムを理解している参加者をどう獲得していくかが重要だと思います。他にご提案やご意見ありますか。
委員	資料3の3ページ(4)名栗げんきプラザとの連携とありますが、私のツアーに名栗げんきプラザに勤めている若い方が参加しました。その後、名栗げんきプラザでイベントをする時に草もちの講師をしてほしいと話がありました。あちらも連携を求めているようです。 資料3の4ページ4(2)ですが自然環境のモニタリングは具体的にどのようにしたらいいか私たちは分かりません。鳥の鳴き声等分かる人がいますので、モニタリング手法をぜひ具体化してほしいと思います。
議長	法定協議会ができた時は、環境省からモニタリングに関する具体的な支援があるようですし、環境省自身、温暖化に伴って生物多様性減少のモニタリングも行っているようです。そういったノウハウも取り入れながらモニタリング手法を具体化してほしいと思います。
地域計画室長	名栗げんきプラザの件で、やや心配していることがあります。名栗げんきプラザは指定管理でお金をもらって運営していて、その施設でイベントなどやってくれる人を探しているのだと思います。一方、飯能名栗エコツーリズムでは、地域に来ていただき、地域の方とふれあうものです。ですから地域の方が名栗げんきプラザへ行ってイベントをやるとなると、目標としているエコツアーの形ではなくなってしまうと思います。
委員	そうですね。では内容をつめる時に注意したいと思います。

会議録 (3)

発言者	発言内容
推進室主査	<p>今の話ですが、名栗げんきプラザさんとは話をしています。人の紹介は市を通していただければ話をしますと伝えています。今回は、名栗げんきプラザさんの職員の方が直接来られたということですが、それをやられてしまうと、こちらが今まで積み上げてきた物が全てなくなってしまう。ですので所長にはそのことをお話しています。</p>
議長	<p>個人対個人、個人対組織の場合を区別して対応していただきたいと思えます。</p> <p>9月に縄文杉を見に行ってきましたが、個人で知り合いのガイドを長崎から呼んでしまって、山のガイドをしてお客さんを事故に遭わせてしまったとか、ホテルがバスも飛行機も用意して地元にも残らないということがあるようです。エコツーリズムとマスツーリズムの違いを念頭に置きながら組織としてどう対処するのか皆さんにご案内していただきたいと思えます。</p> <p>ではそういうことでよろしいでしょうか。</p>
委員	(はい。)
議長	では、次、オープンカレッジについてお願いします。
推進室主査	(資料4の説明)
議長	<p>これまでオープンカレッジはエコツーリズムとは何かということを中心にやってきましたが、これからはツアーガイドの養成を主体にしていくということです。質問等ございますか。</p>
委員	(発言なし)
議長	<p>では、そういうことでお願いします。</p> <p>最後にその他なにかありますか。</p>
推進室長	日本生態系協会から平成19年度の事業報告をしていただきます。
地域計画室長	(資料5の説明)
議長	<p>報告書は細かく分析されていますのでぜひご活用ください。他にはありますか。</p>
推進室主査	<p>お手元に活動市民の会のエコツーリズム通信がありますので、お時間のある時にご覧ください。今後、最後のページに活動市民の会の掲示板を作ります。皆さま方のご紹介、行事等載せたいと思えますのでよろしくお願いします。その一番下にエコツアーのお手伝いの募集とあります。例えば行事が重なってしまい、スタッフが足りないという時等、活動</p>

会議録 (3)

発言者	発言内容
推進室主査	市民の会の方に手伝っていただいて、地域間の交流にもつなげていきたいと思います。ぜひご利用いただければと思います。
議長	エコツーリズム通信も良くなりましたね。他にはありますか。
委員	全国雑木林会議ですが予定通り 10 月 17, 18, 19 日の 3 日間、駿河台大学を会場として開催します。飯能の森林文化都市、エコツーリズム、西川林業等の特徴を活かしたいと思います。
議長	細かい内容については、7 月にまた協議会がありますので、その時にお願いします。
委員	はい。では、次回にご報告させていただきます。
議長	先ほどの話では、エコツアーもやるということですが。
委員	メインの事業になるかと思います。
議長	7 月に協議会を予定しておりますので、そのときにまたお願いします。それではこれで閉会となりますので、副会長、挨拶をお願いします。
副会長	長時間にわたりご審議ありがとうございました。エコツーリズム推進法が 4 月から施行されましたが、これには飯能がモデルとして非常に参考になっているということです。これからツアーの数、質を高めていくということで進めていただきたいと思います。推進協議会についてはこれまでの委員さんに引き続きお願いするということになるかと思いますので、どうぞよろしくお願いします。これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名します。

年 月 日

議長の署名